

3. Tokyo High Court ruling - summary - translation

September 22, 2011 Declaration
2011 (u) No. 1055

Judge clerk Tomoyuki Tanaka

Judgment

Chonburi City
Residence

Chiba City Mihama Ward Takahama 6 - chome 18
Chiba City Mihama Ward Takahama 6

Company executive

Yasuhiro Nagano
Birth of 9th September 1954

With regard to the case of assisting violations of immigration control and refugee recognition law against the above persons,
Since the accused filed an appeal from the accused against the judgment that the Tokyo District Court ruled on April 26, 2011, the court heard on the occasion of attending the prosecutor Hideki Kino,
Judge as follows.

Main sentence

We dismiss this appeal.

Reason

As the judgment declared by the Tokyo District Court, it is omitted

平成23年9月22日宣告 裁判所書記官 田中知之

平成23年(う)第1055号

判 決

本 籍 千葉市美浜区高浜6丁目18番

住 居 千葉市美浜区高浜6丁目18番9号

会社役員

長 野 恭 博

昭和24年9月9日生

上記の者に対する出入国管理及び難民認定法違反幫助被告事件について、平成23年4月26日東京地方裁判所が言い渡した判決に対し、被告人から控訴の申立てがあったので、当裁判所は、検察官木野秀器出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文

本件控訴を棄却する。

理 由

本件控訴の趣意は、弁護士村上元茂作成の控訴趣意書（釈明を含む）に記載されたとおりであるから、これを引用する。

第1 幫助の故意に関する事実誤認の主張について

論旨は、要するに、原判示第1ないし第4の各事実について、被告人は、株式会社レフコ（以下「レフコ」という）において各正犯者を雇用する旨の契約書等を作成した際、各正犯者を雇用する意思を有していて、各正犯者が資格外活動を行うとの認識がなく、幫助の故意もなかったのに、同認識があり、幫助の故意もあった旨認定した原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認がある、というのである。

そこで記録を調査して検討すると、原審で取り調べた証拠によれば、被告人が各正犯者による資格外活動を認識した上、自己の行為が各正犯者の資格

外活動を容易にするものであることを認識認容していたことについて、原判決が「事実認定の補足説明」の項において説示するところは概ね正当として是認することができるから、原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認はない。以下、その理由を説明する。

1 各正犯者の供述調書等の関係証拠によれば、本件の経緯及び状況は次のとおりであったと認められる。

(1) 中国人である各正犯者は、平成20年11月ころ、いずれも「留学」の在留資格で在留し（在留期限は平成21年3月ないし4月）、飲食店でアルバイトをしていたところ、その留学先の学校の卒業を迎える平成21年春以降の本邦における就職先を確保することができず、引き続き在留するために必要な在留資格の変更許可申請をすることができないでいた。

(2) ジン ジュンシュエ（金軍学。以下「ジン」という）は、平成20年11月ころ、各正犯者と接触して、報酬を支払えば在留資格の変更許可申請に必要な、雇用実態のないレフコとの間の虚偽の雇用契約書等を渡す旨を告げたところ、各正犯者はこれに応じ、報酬と履歴書をジンに渡した。

同じころ、ジンは、各正犯者に対し、レフコからの給料支払事実を偽装するため、毎月20日ころまでに各正犯者が指定された口座に28万3000円を振り込むことが必要であり、その内の25万円が毎月25日にレフコから各正犯者に振り込まれる旨を告げた。ジンは、そのころ、各正犯者に対し、資格外活動となる飲食店等での就労を禁じるなどとは言わなかった。

(3) 被告人は、平成20年11月ころ、各正犯者と面接をすることなくジンからファックス送信された各正犯者の履歴書に基づき、雇用契約書等を作成してジンに交付し、ジンはこれを各正犯者に交付した。各正犯者は、受領した雇用契約書等に基づき、東京入国管理局において在留資格変更許可申請をし、後日、その許可を得た。

(4) 各正犯者は、平成21年4月ないし5月以降、毎月被告人の妻である

長野啓子名義の口座に28万3000円を振り込み、同女は、そのうちの27万3000円をレフコ名義の口座に振り込んだ。そして、被告人は、そのうち25万円をレフコ名義の口座から各正犯者の口座に振り込んだ。

(5) 各正犯者が、レフコで稼働した事実は全くない。

2 前記経緯等によれば、レフコと各正犯者との間の雇用契約が形ばかりの虚偽のものであったことは明らかである。

(1) 前記経緯等に関して、ジンは、原審公判において、「自分は、専門学校を卒業する前に知人の紹介で被告人と知り合い、レフコで働かないのに虚偽の雇用契約書等を作ってもらって「技術」の在留資格を取得し、被告人に謝礼を支払ったが、実際は飲食店で働いていた。その後、被告人から、自分のように在留資格が欲しい外国人を紹介してくれという依頼を受けた。実際にレフコで働かせるのではなく、ビザだけ取ってあげるという話であった。自分は、各正犯者を含め全部で8名の中国人を被告人に紹介した。レフコの給料については、被告人に言われたとおり中国人に説明をしていた。被告人には自分が各正犯者から受け取った報酬の中から報酬を渡した。被告人に手渡しをしたこともあれば銀行振込にしたこともあった。自分は、中国人たちが在留資格を得た後、飲食関係の仕事をするのではないかと考えていた」旨供述している。この供述は、ジンが被告人と共に各正犯者の資格外活動の幫助に関わるに至った一連の経緯等について具体的に述べるもので、その流れは自然であり（所論は、ジンは被告人と共謀しなくても被告人を利用することで本件各犯行を遂行することができたというが、そもそも各正犯者の資格外活動の前提となる在留資格の変更許可申請は、被告人が作成した雇用契約書等に基づいて行われていたことや、各正犯者に対するレフコからの給与支払の偽装に当たり被告人の妻名義の口座を利用していたことからして、被告人の了解なしに一連の事柄を進めることが可能であったとは到底考えられない）、各正犯者の供述内容にも合致する上、平成21年1月及び4月の2度

にわたってジンがレフコ名義の口座に合計120万円を振り込んでいることなど多くの裏付けもある。また、その供述内容は、反対尋問においても揺らいでいない。したがって、ジンの原審公判供述は十分信用することができる。

(2) これに対して、所論は、色々な理由を挙げて、ジンの原審公判供述の信用性を論難する。

ア 所論は、ジンは、捜査段階では、①各正犯者1人につき30万円の報酬を被告人に渡した、②その時期は、各正犯者が在籍していた大学や専門学校を確実に卒業でき、在留資格を手に入れられると分かった平成21年3月か4月ころだった、③被告人には基本的に手渡しで分け前を渡していたが、一度、レフコの口座に振り込んだことがある、とそれぞれ供述していたのに、原審公判では、①各正犯者のうち、3名についての被告人の報酬額が30万円であったか40万円であったかはっきり覚えていない、②報酬の支払時期については、すぐはなかった、そこまではっきり覚えていない、みんな違って、1週間の人もいたと思う、③平成21年1月と同年4月の2度、被告人の報酬を振り込んだ、などと供述を種々変遷させていて信用できない、という。

しかし、ジンは、原審公判で、①については、被告人から報酬は在留資格が「人文知識・国際業務」であれば40万円、「技術」であれば30万円と言われたが、自分としては30万円を渡したことについては記憶があったものの、40万円については誰かはっきりしないという状況の下で、多めに言うよりは30万円と言った方がいいと思ったので、調書では30万円とした、と説明し、また、③についても、平成21年1月の90万円の振込については忘れていた、90万円は十条で振り込んだが、警察の取調べでは振り込んだ場所について板橋と言われ、場所が異なっていたため混乱した、後で振込をしてもらった友人と面会して確認し、あの時の金であるということ思い出した、とそれなりに合理的な説明をしている。さらに、②については、所

論がいうように、被告人に報酬を渡した時期については曖昧な供述をするに至っているが、ジンは、各正犯者以外にも同時期に同様の偽装工作をしている者がいると供述しており、関係者が複数名にわたることから記憶が曖昧なものになったものと理解することができる。そうすると、いずれについても、ジンの供述に不自然な変遷があるとはいえない。

イ 所論は、ジンは、自らの保身のために虚偽の供述をする可能性は極めて高い、というが、原判決が説示するとおり、ジンは、各正犯者から被告人よりも多額の報酬を得ていたことなど、自己に不利益な事実も併せて供述しており、その供述全体をみても、被告人に責任を転嫁する姿勢はうかがわれない。

ウ その他、ジンの原審公判供述の信用性について所論が指摘する点を検討しても、いずれも採用することができない。

3 これに対し、被告人は、原審公判において、「自分は各正犯者を実際に雇用する考えで雇用契約書等を作成したのであり、各正犯者が資格外活動を行うとは考えていなかった。その後、各正犯者を雇用しなかったが、これは経済情勢の変化により事情が変わったためである。ジンは、各正犯者に対し、最初からレフコが雇用するわけではないと説明をしているが、それはジンは自分の信頼を裏切って独断でしたものである」旨供述している。

しかし、被告人は、捜査段階の供述調書（原審乙5等）において、一貫して「実際はレフコで雇う予定もないのに、中国人たちをレフコで雇うことが決まっているかのような嘘の雇用契約書や雇用理由書を作成した」旨自認しており、被告人の原審供述は、このような捜査段階の供述を変更したものである上、各正犯者を雇用する考えだったと述べながら、前記のとおり被告人自ら各正犯者に対する採用面接等を一切行わなかったなど、実際に行った行動と整合していない。また、被告人が各正犯者を雇用する意思を持っていたのであれば、ジンはそれに反して各正犯者にレフコで雇用することはないな

どと告げる理由は全くなく、ジンが独断で被告人の意思に反してそのように告げたとする供述部分は不自然というほかない。さらに、被告人は、ジンが被告人に対する報酬の支払であるとする、平成21年1月28日のジンによるレフコ名義の口座への90万円の振込について、合理的な説明をなし得ていない。以上のほか、森徳正純は、平成20年9月から平成22年4月まで、被告人の依頼により中国人（本件の各正犯者以外の者）から自己名義の口座に振込を受け、その振込金より1人につき1万円を差し引いた金額を同口座とは別の口座からレフコ名義の口座に振り込んでいたものであるが、それにつき、「平成20年9月に被告人からこの話を持ち掛けられた。その際、被告人から、日本に残りたいが就職できない中国人がいる、彼らをレフコで雇ったことにしている、などと説明された」と捜査段階で供述していること（原審甲53）も併せみると、被告人の原審公判供述は、全く信用することができない。

なお、所論は、森徳の前記捜査段階の供述よりは、同人の原審公判供述の方が信用できる、という。森徳は、原審公判では、「当時の文言は正確には思い出せないが、被告人から、中国人の給与処理をしたいので、その原資であるお金を私経由でやってくれないかということをお願いされた。給与を払う以上、中国人は社員なのかなというふうに認識した。当時は、形だけ雇ったことにしているとは思っていなかった」旨供述しているが、給料の原資を中国人が森徳名義の口座に振り込み、森徳において入金口座とは別の口座からレフコ名義の口座に振り込むと、そこから給料が支払われるという仕組みからして、通常の雇用と認識したというのは不自然というほかなく、同供述を信用することはできない。

4 以上によれば、前記2のジンの供述は十分信用することができ、これに、その他の関係証拠を総合すれば、被告人は、当初より各正犯者をレフコで雇用する意思がないにもかかわらず、各正犯者が在留資格変更許可申請を

するために必要な内容虚偽の雇用契約書等を作成したものと優に認めることができる。

そして、被告人は、弁解録取書（原審乙33）等で、在留資格の範囲内の仕事に就くことができない中国人が、日本でお金を稼ぐために飲食店などでアルバイトをすることはよく分かっていた旨供述しており、各正犯者が就職先を確保できず在留資格の変更をなし得ない状況にあるため虚偽の雇用契約書等を欲しているということを熟知していたと認められる。そうすると、被告人は、各正犯者が資格外活動を行うことの認識を有していた上、自己の行為が各正犯者の資格外活動を容易にするものであることを認識認容していた、すなわち幫助の故意があったと認めることができる。

その他所論が色々指摘する点を検討しても、被告人の故意に関する原判決の認定に疑問を抱かせる事情は見出せない。

論旨は理由がない。

第2 因果関係に関する事実誤認の主張について

論旨は、要するに、幫助犯が成立するためには、当該幫助行為が正犯者の実行行為による結果発生を促進するという因果関係が必要であるところ、正犯者であるチャン シューホイ（張述輝。原判示第1）、リン ホウリー（林厚立。同第2）及びホー バオグワン（何宝光。同第3）は、資格外活動を行っていた雇用先に自らの在留資格が変更になった事実を告げておらず、リ モン（李萌。同第4）は在留資格変更の事実を告げてはいるものの、雇用主の在留資格に関する法の不知もあって問題とされておらず、そうすると、各正犯者の資格外活動は、在留資格の変更とは何ら関係なく行われており、被告人による内容虚偽の雇用契約書等の作成行為等によって、各正犯者の資格外活動が何ら促進されていないことは明らかであって、被告人の幫助行為と各正犯者の実行行為との間に因果関係は認められないのに、いずれもこれを認めた原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認がある、

というのである。

そこで記録を調査して検討すると、原判決が適切に説示するとおり、被告人の幫助行為と各正犯者の実行行為との間に因果関係を認めることができるから、原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認は認められない。すなわち、資格外活動は在留資格を有して初めて行い得るものであるところ、前記のとおり、学校卒業のため「留学」の在留資格の維持が困難となった各正犯者が、その後も本邦に在留して報酬を受ける活動を専ら行う意図の下に「留学」から「人文知識・国際業務」又は「技術」に在留資格を変更して資格外活動を行うに際し、その在留資格の変更に必要な内容虚偽の雇用契約書等を作成する行為等は、資格外活動の前提を整えることによってそれを促進するものであることは明らかである。

なお、所論は、出入国管理及び難民認定法の趣旨としては、明確な資格外活動の関与者である雇用主を罰する同法73条の2第1項1号の場合を除くその余の資格外活動の幫助について、それを罰しないことを予定していると解するのが合理的であり、仮に法が予定する場合以外に資格外活動の幫助を観念できるとすれば、当該外国人を雇用する者以外の行為であって、当該外国人の資格外活動と時間的に近接し、当該活動を直接的に促進する行為に限定されると解するべきところ、被告人による雇用契約書等の作成行為等は、各正犯者の資格外活動と時間的に近接していないし、同活動を何ら促進していないから、幫助に該当しない、というのが、前記のとおり、被告人の幫助行為が各正犯者の資格外活動を促進したことは明らかであり、また、その前提とする資格外活動の幫助に関する法令の解釈は独自の見解に基づくものであるから、所論を採用することはできない。

論旨は理由がない。

第3 量刑不当の主張について

論旨は、要するに、被告人を懲役1年6月及び罰金100万円に処した原

判決の量刑は重すぎて不当であり、刑の執行を猶予するのが相当である、というのである。

そこで記録を調査して検討すると、本件は、中国人4名が、在留資格を「留学」から他の在留資格に変更し、在留期間を更新して本邦に在留した上、資格外活動の許可を受けないで、在留資格に応じた活動に属しない報酬を受ける活動を専ら行った際、被告人が、その情を知りながら、共犯者と共謀の上、上記4名を自己の経営するレフコで雇用し、そこでの業務に従事するため、上記変更後の在留資格に変更することを要請する旨の虚偽の雇用契約書等を作成し、上記4名にそれらを東京入国管理局に提出させて、在留資格の変更の許可を得させ、もって上記4名の資格外活動をそれぞれ幫助した、という事案である。

被告人らは、近々在留資格を失う予定でありながら、その後も本邦に在留することを望む中国人4名に対し、報酬を支払えば在留資格の変更許可申請に必要な、雇用実態のないレフコとの間の虚偽の雇用契約書等を渡す旨声を掛け、これに応じた中国人らに対し、上記雇用契約書等を交付して在留資格変更許可を取得させている。本件は、計画性の高い利欲的な犯行ということができ、しかも、その後、中国人らに対するレフコからの給料支払事実を偽装するため、毎月、中国人らに被告人の妻名義の口座に28万3000円を振り込ませ、その中から27万3000円をレフコ名義の口座に移動させた後、25万円を中国人らに振り込む（なお、差額の一部は被告人が手数料として取得していた）という手の込んだ工作をしており、全体として巧妙な犯行ということができる。本件が出入国管理行政の適正な運営に大きな悪影響を及ぼしたことは、明らかである。

被告人は、共犯者に在留資格を欲する中国人を紹介するよう依頼してこれを集めた上、共犯者から得た情報に基づき、当該中国人について前記雇用契約書等を作成するか否かを決定するなどしていたもので、本件幫助事案の首

謀者である。被告人は、レフコを維持するための資金を得るという利欲的な動機から違法行為であることを承知で本件を行っており、法を守る意識が非常に乏しく、その経緯と安易な動機に酌むべき余地はない。また、捜査段階では自白していたものの、原審公判以降、自己の刑事責任の軽減を図るべく、共犯者に責任を転嫁する供述に終始しており、真摯な反省の態度が認められない。

以上によれば、被告人の刑事責任を軽くみることはできない。

そうすると、被告人が関係者や社会に迷惑をかけた旨それなりに反省の弁を述べていること、共犯者が被告人よりも多額の報酬を得ていた一面もあること、前科前歴がないことなど、被告人にとって酌むべき事情も認められるが、それらの事情を十分に考慮しても、本件が罰金刑はもとより懲役刑についてもその執行を猶予するべき事案であるとは認められず、原判決の量刑が重すぎて不当であるとはいえない。

所論は、①各正犯者が本邦に留まったのは各正犯者の自己判断に基づく犯罪行為であるにもかかわらず、原判決が各正犯者の弱みにつけ込んだと説示しているのは不当である、②原判決は、内容虚偽の雇用契約書等を中国人らに与えて在留資格を変更させるという犯罪システムを考え出したのは被告人であると説示しているが、同システムを考え出した者が誰であるかの証明はなされていない、③原判決は、給料支払仮装のスキームによる差額は、消費税を除いて被告人と妻とで分配し、レフコの主な収入源となっていたと説示しているが、これがレフコの主な収入源であるということは立証されていない、④原判決は、被告人が不法就労を幫助する違法なビジネスを営んでいたもので、本件各犯行の首謀者であると説示しているが、何ら根拠のないものである、⑤原判決は、被告人が罪証隠滅をしたと説示しているが、そのような事実は一切現れていない、という。

しかし、①については、各正犯者が高額報酬等の支払にやむなく応じて

でも被告人らの誘いに乗らざるを得なかった状況に照らせば、原判決の説示に不当なところはない。②については、確かに、前記犯罪システムを最初に考案したのが誰かは不明確というべきであるから、原判決の説示はその点で適切さに欠ける。しかし、本件において、共犯者に同システムを教示して推進させたのが被告人であることは明らかであるから、上記不適切な点が原判決の量刑を減じる理由とはならない。③については、被告人は、捜査段階で、「額が少なくとも、多くの架空社員を抱えていれば、レフコの利益は増えることとなり、平均すると毎月20万円くらいの収入があった。これらの収入はレフコの借金返済、口座を借りている森徳や妻への謝礼などに使っていた。中国人の架空社員がいなければレフコは存在できなかった」旨（原審乙2）、「平成20年といえ、レフコはかなり経営が厳しい状況にあり、毎月の借金返済に追われ、純粋な利益はないに等しい状況であった」旨（原審乙31）それぞれ供述しており、原判決の説示は証拠に基づくものといえる。④については、上記各供述にあるとおり、被告人は、レフコを維持するため、架空の中国人社員を多数抱えることにより利益を上げていたもので、不法就労を助長する違法なビジネスを営んでいたといえる。また、前記のとおり、被告人は本件幫助事案の首謀者であると認められるから、所論の批判は当たらない。⑤については、被告人は、共犯者に対し口裏合わせを求めるなどしたことが認められ、罪証隠滅に及んだことは明らかである。

その他所論が指摘する点を検討しても、原判決の量刑判断を不当とする事由は見出せない。

論旨は理由がない。

第4 訴訟手続の法令違反の主張について

論旨は、要するに、原判決は、「量刑の理由」の項において、「ジン以外にも同様の立場にあった者の存在がうかがわれるところである」として、余罪を被告人に不利な情状として斟酌しているが、これは起訴されていない余

罪を実質上処罰する趣旨で量刑の資料としている疑いがあるから、原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続の法令違反がある、というのである。

そこで記録を調査して検討すると、前記引用に係る原判決の説示部分は、共犯者ジンの原審公判供述等に基づくものであると認められるところ、原判決は、ジン以外にも同様の協力者の存在がうかがわれることを、前記第3で述べたような被告人が不法就労を幫助する違法なビジネスを営んでいたことを推認させる一事情として考慮しているものと目することができる。そうすると、原判決の前記説示部分は、余罪を処罰するために量刑の資料としたものではないといえるから、原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続の法令違反があるとは認められない。

論旨は理由がない。

よって、刑訴法396条により本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する。

平成23年9月22日

東京高等裁判所第8刑事部

裁判長裁判官 飯 田 喜 信

裁判官 駒 井 雅 之

裁判官 森 喜 史

これは謄本である。

平成23年10月24日

東京高等裁判所第8刑事部

裁判所書記官

田 中 知 之

